

生野区における市民活動団体の活動支援等事務補助業務会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、生野区における市民活動団体の活動支援等事務補助業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用及び採用選考)

第2条 会計年度任用職員の選考は、次の内容を総合的に勘案して行う。なお、成績が一定基準以上の受験者は、採用候補者登録名簿に登載され、採用日の属する会計年度中、効力を有するものとする。

- (1) 書類（エントリーシート）
- (2) 口述（面接）試験

(再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(業務内容)

第4条 会計年度任用職員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) コミュニティ育成業務に関する資料作成、物品整理作業、会議運営補助
- (2) 青少年健全育成業務に関する資料作成、物品整理作業、会議運営補助
- (3) 生涯スポーツ業務に関する資料作成、物品整理作業、会議運営補助
- (3) その他一般事務にかかる事務補助、電話、窓口対応

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 勤務日数 1日7時間30分の勤務時間で、週4日の勤務日
- (2) 勤務時間 午前9時00分～午後5時15分
- (3) 休憩時間 午後0時15分～午後1時00分

(休日)

第6条 会計年度任用職員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

(4) 月曜日から金曜日のうち、生野区役所地域まちづくり課長(以下「課長」という。)が指定する曜日

2 課長は、前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。

3 前項の規定により当該休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日を起算日とする4週間前の日から当該休日を起算日とする8週間後の日までの期間にある日を、振り替えるべき休日として指定するものとする。

(その他)

第7条 その他必要な事項は、生野区長が定める。

附則

この要綱は、令和8年4月20日から施行する。